

さつき野学園いじめ防止基本方針

「堺市いじめ防止等に関する基本的な考え方」

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」である。また、いじめは未然防止・早期発見・早期解決が重要である。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であると認識しつつ、市（教育委員会含む）、学校、家庭、地域、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、関係機関などの連携のもとに取り組むものとする。

「いじめの定義」

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの児童生徒にも起こり得る。どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る。」という認識をもち適切かつ迅速に対応する。

- （１） いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- （２） いじめられた児童生徒の立場に立ち、出来る限りの支援を行い守り通す。
- （３） いじめた児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- （４） 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. 未然防止に向けて

心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない環境づくりを推進する。

- （１） すべての教育活動を通して豊かな人間性を育む。
 - ・ 道徳教育を通して命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育む。
 - ・ 人権教育を通して人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるようにする。
 - ・ いじめを題材とした教材を取り扱うなど、児童生徒にいじめについて考えさせ、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- （２） 学級活動をはじめ、特別活動を通して望ましい人間関係を築く。
 - ・ 話し合い活動等の学級活動を通して互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合う仲間づくりを行う。

- ・ いじめをなくす活動で、標語やポスター作り等児童生徒会が中心となって、いじめを許さない集団づくりをすすめる。

(3) 児童生徒の自尊感情を高める。

- ・ 自尊感情を高め、自他を大切にできる心情を育むため、すべての教育活動において児童生徒の居場所と出番作りに努める。

(4) 教員一人ひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につける。

- ・ 研修等を通して確かな人権感覚を養い、日頃から児童生徒理解に努める。また、児童生徒が発するサインを見逃さず、児童生徒の変化をとらえていじめを見抜く力の向上に努める。

3. 早期発見に向けて

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る。また、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) スクールカウンセラーの活用や教育相談を実施するなど相談体制を確立する。
- (2) いじめの対応チェックリスト等で、情報収集に努める。
- (3) いじめアンケートや教育相談を実施する。
- (4) 計画的な校内巡回や登下校時の観察（見守り隊との連携）等、児童生徒の状況把握に努める。
- (5) 教職員間で情報交換を密に行い、共通理解を深め、組織的な対応を進める。

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に対応を行い、被害児童生徒を徹底して守り通す。

- (1) 解決に向けて役割を分担し、組織で取り組む。
 - ・ 被害児童生徒の安全確保、心のケアに努める。
 - ・ 複数の教員で加害児童生徒へ指導する。
 - ・ 関係修復の場の設定を検討する。
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を検討する。
 - ・ 学級全体への指導（「観衆」や「傍観者」にならない）を行う。
 - ・ 警察等の関係機関との連携を検討する。
- (2) 保護者に連絡する。
 - ・ 複数の教員で家庭訪問を行い、事実と今後の対応について説明する。
 - ・ 必要に応じて、保護者を含めた謝罪の場の設定や学級・学年・学校保護者会の開催を検討する。
- (3) 教育委員会の「いじめ不登校対策支援室」との連携を検討する。

5. 生活アンケート調査の実施

1学期末・2学期末・3学期末の計3回、生活アンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じて随時アンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

管理職・生徒指導主事・生徒指導主任・低学年部1名・中学年部1名・7～9年生の学年主任・養護教諭（小中）・スクールカウンセラーを構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。（生徒指導委員会に併設）

本委員会において、いじめ防止に向けた取り組みについて点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

確かな人権感覚を養い、児童生徒が発するサインを見逃さず、児童生徒の変化をとらえていじめを見抜く力の向上をめあてとする校内研修を随時行う。

7. いじめに対する措置

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は、ただちに管理職に報告し「校内いじめ対策委員会」に情報を共有する。
- (2) 速やかに役割を分担し、関係児童生徒から詳細な事実確認を行う。
- (3) 事実確認の結果は、学園長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署を含め関係機関に相談する。
- (5) 被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室指導等を活用し、被害児童生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。
- (6) いじめが解決したと思われる場合でも、継続的な指導、支援を行う。

※重大事態の発生

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。（重大事態に対する措置は、基本は「いじめに対する措置」に準じる。）

8. ネット上のトラブル対応について

携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、SNS等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。したがって、4年生と7年生を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。

また、外部機関と連携し、発達段階に応じた学習を行う。ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

いじめ防止に関する年間指導計画

堺市立 さつき野中学校

月	学校行事	いじめ防止に関する取組	教科等との 関連	担当者等	連携する外 部機関等
4	入学式 始業式 身体測定① 家庭訪問	いじめ対策委員会（隔週開催）	特別活動	各クラス担任 生徒指導主事 児童生徒会担当	
5	小中合同運動会	縦割り活動	体育科 総合的な学習	児童生徒会担当 担当学年	
6	不審者対応訓練 修学旅行 校外学習 心肺蘇生法講習会 交通安全指導	平和学習 震災学習	特別活動・道徳 保健学習	担当学年 担当学年 体育科	教育委員会
7	個人懇談会①	生活アンケート① 教育相談①		生徒指導主事 各クラス担任	
8	夏季休業	生徒会の集い 教員対象の研修会		児童生徒会担当 研修主任 生徒指導主事	教育委員会
9	堺総体 避難訓練 身体測定②	ネットいじめ防止プログラム （7年）	総合的な学習	生徒指導主事 各クラス担任 担当学年	教育委員会
10	さつき野 文化フェスタ				
11	職業体験学習			生徒指導主事 各クラス担任	
12	薬物乱用学習 薬の使い方 避難訓練（火災編） 個人懇談会②	生活アンケート② 教育相談②		生徒指導主事 各クラス担任	警察・サポート センター等
1	避難訓練（地震編） 防災学習 スキー合宿	縦割り活動	特別活動	児童生徒会担当	
2	茶の湯体験	生活アンケート③ 教育相談③ 学校評価		生徒指導主事 各クラス担任 管理職	
3	卒業式 修了式				

いじめ防止に関する年間指導計画

堺市立 さつき野小学校

月	学校行事	いじめ防止に関する取組	教科等との 関連	担当者等	連携する 外部機関 等
4	入学式 始業式 身体測定① 家庭訪問	いじめ対策委員会（隔週開催） 縦割り活動	特別活動	生徒指導主任 各クラス担任 児童生徒会担当	
5	小中合同運動会	縦割り活動	体育 特別活動	児童生徒会担当	
6	不審者対応訓練 校外学習 心肺蘇生法講習会 交通安全指導 スポーツテスト		総合の時間	担当学年	教育委員会
7	個人懇談会① 学校水泳	生活アンケート① 教育相談①		生徒指導主任 各クラス担任	
8	夏季休業	生徒会の集い 教員対象の研修会		児童生徒会担当 研修主任 生徒指導主任	教育委員会
9	避難訓練 身体測定②	ネットいじめ防止プログラム （4年）	特別活動	生徒指導主任 各クラス担任 担当学年	教育委員会
10	さつき野 文化フェスタ				
11	修学旅行（小6） 校外学習	CAP プログラム	総合の時間	生徒指導主任 各クラス担任	
12	避難訓練（火災編） 個人懇談会②	生活アンケート② 教育相談②		生徒指導主任 各クラス担任	
1	身体測定③ 避難訓練（地震編） 防災学習	縦割り活動	特別活動	児童生徒会担当	
2	社会見学 茶の湯体験	生活アンケート③ 教育相談③ 学校評価 非行防止教室（小5）	特別活動	生徒指導主任 各クラス担任 管理職 担当学年	警察署
3	卒業式 修了式				